

別表

総合評価一般競争入札（簡易型）技術評価基準表

【事業名：岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業】

評価項目		評価基準	配点	得点
施工計画	施工の工程管理に係る技術的所見	工事の手順及び各工程の工期が適切であり、かつ、優れた工夫がみられる。	2.5	10.0
		工事の手順及び各工程の工期が適切であり、かつ、工夫がみられる。	1.0	
		工事の手順及び各工程の工期が適切であるが、特段の工夫がみられない。	0.0	
	施工に関する課題に係る技術的所見	課題への対応が現地の環境条件（環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ工夫がみられる。	2.5	
		課題への対応が現地の環境条件（環境、地域特性等）を踏まえて的確であり部分的に工夫がみられる。	1.0	
		適切であるが工夫がみられない。	0.0	
	施工及び運営に関する課題に係る技術的所見	課題への対応が現地の環境条件（環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ工夫がみられる。	2.5	
		課題への対応が現地の環境条件（環境、地域特性等）を踏まえて的確であり部分的に工夫がみられる。	1.0	
		適切であるが工夫がみられない。	0.0	
	品質管理に関する課題に係る技術的所見	課題への対応が現地の環境条件（環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ工夫がみられる。	2.5	2.0
		課題への対応が現地の環境条件（環境、地域特性等）を踏まえて的確であり部分的に工夫がみられる。	1.0	
		適切であるが工夫がみられない。	0.0	
企業の施工実績	同種工事施工実績の規模（元請で契約し、平成22年4月1日（2010年4月1日）以降に完成・引渡し完了したものに限る。）	全連続燃焼式流動床炉を有する一般廃棄物（ごみ）処理施設で、処理能力300 t / 24h以上の施設に余熱利用設備・エネルギー回収設備として設置するボイラー・タービン式発電設備を新設する工事又は基幹的設備改良工事の実績がある。	2.0	
		全連続燃焼式流動床炉を有する一般廃棄物（ごみ）処理施設で、処理能力200 t / 24h以上の施設に余熱利用設備・エネルギー回収設備として設置するボイラー・タービン式発電設備を新設する工事又は基幹的設備改良工事の実績がある。	1.0	
		全連続燃焼式流動床炉を有する一般廃棄物（ごみ）処理施設で、処理能力150 t / 24h以上の施設に余熱利用設備・エネルギー回収設備として設置するボイラー・タービン式発電設備を新設する工事又は基幹的設備改良工事の実績がある。	0.5	
		上記のいずれの実績もない。	0.0	

配置 予定 技術 者の 能力	同種工事施工経験（主任技術者，監理技術者，特例監理技術者として工期の2分の1以上従事した経験に限る。）の規模（元請で契約し，平成22年4月1日（2010年4月1日）以降に完成・引渡しが完了した工事の技術者に限る。）	全連続燃焼式流動床炉を有する一般廃棄物（ごみ）処理施設で，処理能力300 t /24h以上の施設に余熱利用設備・エネルギー回収設備として設置するボイラー・タービン式発電設備を新設する工事又は基幹的設備改良工事の実績がある。	2.0	4.0
		全連続燃焼式流動床炉を有する一般廃棄物（ごみ）処理施設で，処理能力200 t /24h以上の施設に余熱利用設備・エネルギー回収設備として設置するボイラー・タービン式発電設備を新設する工事又は基幹的設備改良工事の実績がある。	1.0	
		全連続燃焼式流動床炉を有する一般廃棄物（ごみ）処理施設で，処理能力150 t /24h以上の施設に余熱利用設備・エネルギー回収設備として設置するボイラー・タービン式発電設備を新設する工事又は基幹的設備改良工事の実績がある。	0.5	
		上記のいずれの実績もない。	0.0	
	令和6年4月1日（2024年4月1日）から公告日までの間の建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度における学習実績の有無	有	1.0	5.0
		無	0.0	
	開札日において，満40歳未満の技術者の配置の有無	有	1.0	
		無	0.0	
	ISO9000シリーズ認証取得の有無	有	1.0	
		無	0.0	
企業 の 体制 等	ISO14000シリーズ認証取得の有無	有	1.0	5.0
		無	0.0	
	建設業労働災害防止協会加入の有無	有	1.0	
		無	0.0	
	経営事項審査における「若年技術職員の継続的な育成及び確保」又は「新規若年技術職員の育成及び確保」への該当の有無	有	1.0	
		無	0.0	
	建設キャリアアップシステムへの登録の有無	有	1.0	
		無	0.0	

※ 水道事業，病院事業及び市場事業に係る工事を除く。

注1）評価項目中「施工計画」については，技術評価基準表別紙「施工計画の提案に関する参考資料」を参照すること。

注2）評価項目中「企業の施工実績」及び「配置予定技術者の能力」における処理能力については，対象となる施設全体の処理能力を指す。また，基幹的設備改良工事については，工事範囲にボイラー・タービン式発電機の改修が含まれていることを条件とする。

注3）評価項目中「企業の施工実績」及び「配置予定技術者の能力」における施工実績（施工経験）（以下「施工実績（施工経験）」という。）の「一般廃棄物（ごみ）処理施設の全連続燃焼式流動床炉」とは，ごみ処理施設性能指針（環廃対発第080331003号 平成20年3月31日）に規定する流動床式燃焼装置をいう。

注4）評価項目中「配置予定技術者の能力」については，施工企業（施工企業が複数の場合は，代表企業）が配置する監理技術者のみを評価の対象とする。

注5）配置予定技術者の能力の各評価項目（以下，「各項目」という。）の得点が全て同じ者が複数いる場合は，配置予定技術者調書を各技術者ごとに作成し提出することを可とする。ただし，確認の結果，各項目の得点に差がある場合は，各項目ごとに最も低い技術者の得点とする。

注6) 建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度における学習実績の有無については、評価対象期間に学習実績があったことが確認できる書類（学習実績の証明書及び学習実施日のわかる明細書等）の提出があった場合に限り評価する。

注7) ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズ認証取得に関しては、開札日時時点で有効なものに限る。

注8) 建設業労働災害防止協会の加入の有無は開札日を基準として評価する。

注9) 経営事項審査における「若年技術職員の継続的な育成及び確保」又は「新規若年技術職員の育成及び確保」への該当の有無は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が開札日において最新のものにより評価する。

注10) 建設キャリアアップシステムへの登録の有無は開札日を基準として評価する。

注11) 設計施工事業者を特定建設工事共同企業体として入札に参加する場合における技術評価点は、評価項目中「企業の施工実績」及び「配置予定技術者の能力」については代表企業を対象に、「企業の体制等」については各構成企業（施工企業に限る。）の技術評価点を出資比率に応じて按分することにより、それぞれ算定するものとする。

（例）設計企業（出資比率20パーセント）、代表企業（出資比率60パーセント）、施工企業の構成員（出資比率20パーセント）の3者により特定建設工事共同企業体を組成した場合における技術評価点按分方法は、各施工企業の技術評価点を代表企業と施工企業の構成員の出資比率合計（60+20=80）で按分することとなる。

<計算例>

①代表企業が1点の加点の場合 $1 \text{ 点} \times 60 / 80 = 0.75 \text{ 点}$

②施工企業の構成員が1点の加点の場合 $1 \text{ 点} \times 20 / 80 = 0.25 \text{ 点}$